

確立・興隆期における△近畿型▽地主制の諸特質

——備後福山地方を事例として——

勝部 真人

はじめに

△近畿型▽地主制の分析の立遅れが指摘されて久しいもの⁽¹⁾、しかし少しずつではあるが克服されつつあると言える。現在まで、岡山県日笠家・星島家・野崎家・大原家、和歌山県津村家・橋本家、岐阜県棚橋家などについての分析を通して△近畿型▽の諸特質が次第に明確化しつつある。

本稿の目的も、直接的には備後福山地方大地主の確立・興隆期を中心に△近畿型▽地主としての各段階の特徴を探り出して、モノグラフを示すところにある⁽²⁾。

その際の問題関心は、何を以て「地主制の確立」とするかということであり、周知の安良城盛昭・中村政則両氏による地主制「確立」論争に導かれている。そこで両氏が何を以て地主制「確立」とするかについてその内容を手短かに整理しておく。

安良城氏は、山田盛太郎氏によって指摘された地主制「確立」の政治的視点、即ち皇室領の編成・「地主議會」⁽³⁾、帝國議會の開設等天皇制の基礎への編成という点を踏まえたうえで、経済的視点、即

ち全国的な地主的土地所有の量的趨勢を農業の地帯構造との関連において分析し山田説を補強した。その結果、地価一万円以上大地主が地主制の「ケルン」として一八八〇年代末（明治二〇年代初頭）に寡頭的に出現して、「確立」に至ったとする。

一方中村氏は、天皇制・地主制・資本主義を三位一体として捉えるべきであるとし、量的規定において栗原百寿氏の農民層分解二段階進行論⁽⁴⁾を援用しながら、質的規定において高率小作料と低賃金の相互規定関係の体制的成立、国家権力の政策的誘導による地代の資本転化の「本格化」を重視し、資本主義確立と同時にその構造的環境に定置されて「確立」するとした⁽⁵⁾。その後、地帯構造によってその「確立」の時期が産業革命の始期（近畿型）・終期（東北型）⁽⁶⁾・その中間（養蚕型）というズレがあるという考え方を示している⁽⁷⁾。

ここで政治的視点を一先ず措くとして、経済的には寄生地主制の範疇における三重規定、即ち第一規定Ⅱ小作料への寄生、第二規定Ⅱ産業利潤への寄生、第三規定Ⅱ植民地超過利潤への寄生⁽⁸⁾、の相互の関連を如何に捉えるかが重要なポイントの一つであると思われる。この点について安良城氏は「第一規定の成立を前提としてはじ

めて、第二規定、第三規定の発生・成立が可能となる」のであるから「第一規定こそが、やはり、寄生地主範疇にとって最も本質的」であると中村氏を批判した。一方、中村氏は、この三重規定を提示した際「(1)の規定(第一規定―注)を基礎として(2)の規定(第二規定―注)が生じ、さらに(1)(2)の規定の上に(3)の規定(第三規定―注)が生じる」と明記してあるのだから、安良城氏の批判は「ある意味で的はずれ」であるとしている。

両氏とも第一規定成立が、第二規定・第三規定成立の基礎であることを自明のようにしているが、何故そうなるのか、また「基礎」とは一体何なのかを明らかにしない限り議論はかみ合わないと思われる。本稿では、特に第一規定成立と第二規定成立が如何なる相互関係を有するか、つまり第二規定成立が第一規定成立に対し反作用があるのかないのか、またあるとすればどの様な形においてか、という問題の解決への足がかりを探りたい。つまり「近畿型」においては、一八九〇年代「企業勃興期の編成替えの過程ではや第二規定が端初めに成立すると考えられるのであるが、それが第一規定成立に如何なる規定性を付与するかが問題の焦点となる。また地主制「確立」期のあり方が、その後の展開に如何なる規定性を与えるか、この二つの問題を念頭におきながら分析を行うことにしたい。

ところで、第一規定と第二規定とを結びつける歴史的論理的な媒介は、(1)労働力商品流通、(2)貨幣商品「資本流通」、(3)生産物商品流通であるが、本稿では特に(1)と(2)、即ち「半隷農の小作料と半隷奴的労働賃金との相互規定関係」―「結帯」と「半隷農的現物年貢よりの

資本転化」という二つの視点を軸に考えてみたい。その際「半隷奴的労働賃金」の範疇には、事実上の低賃金労働即ち農村家内副業による労働賃金も含むと考へたい。²¹⁾

そこで結論を先に述べるようになるが、叙述の必要上、時期区分「近畿型」における²²⁾を提示しておくたい。²²⁾

1. 地主制形成期――原始的蓄積最盛期(一八七〇～一八八〇年代)

2. 地主制確立・興隆期――産業革命期と独占資本形成期(一八九〇～一九一〇年代)

(1) 地主制確立期――企業勃興期(一八九〇年代)

(2) 地主制興隆期――産業資本確立期(一九〇〇年代)・独占資本形成期(一九一〇年代)

3. 地主制衰退期――独占資本確立期と国家独占資本主義移行期(一九二〇～一九三〇年代)

そこで対象とする備後福山地方「沼隈・深安・芦品三郡が近畿型」地帯に含まれることを立証しておく。一八八八(明治二一)年を調査時点とする九一年刊広島県『農事調査書』²³⁾によれば、農家一戸当り平均耕作規模は五反三畝(この当時は沼隈・深津・安那・芦田・品治五郡でありその平均)と極めて零細であるが、耕地利用率一七七・九%(同上)という高さと平均梗米反当収量一・四三石(一八九九～一九〇三年平均、沼隈・深安・芦品三郡平均)という比較的高い土地生産力によって零細農耕を支えている。また一九〇一年時点小作地率平均は五四・四%と高度に地主的土地所有が展開

しており、加えて藪草加工・綿織物業・煙草製造業等副業が非常に発達しており「再生産」蓄積が主調としては外田との連関で、或は外部からの働きかけで進行⁽²⁵⁾するという点においても、当地域が△近畿型▽地帯であることは明瞭である。

- 註(1) すでに安良城盛昭氏が「日本地主制の体制的成立とその展開」『思想』五七四・五八二・五八五)一、注(22)(中)の二、二六〇頁)で岡山県以外の研究の立遅れを指摘している。
- (2) 太田健一・松尾圭子「幕末・明治初期における地主制の展開」『岡山史学』六・七)。
- (3) 太田健一「瀬戸内海沿岸地域における地主制の動向」『土地制度史学』二七)。
- (4) 有元正雄「巨大地主の諸調期と△再生産軌道▽」(同右四八)。
- (5) 東京大学社会科学研究所調査報告第一集『倉敷紡績の資本蓄積と大原家の土地所有』。
- (6) 広本満「和歌山市近郊における五十町歩地主の形成」上・下『和歌山史学』二・三)——津村家、同「紀ノ川下流域における寄生地主の成立過程」『ヒストリア』七八)——橋本家。
- (7) 坂井好郎『日本地主制史研究序説』。
- (8) すでに有元正雄氏が当該地域の地主制下における諸階層のあり方を中心に分析している(「地主制下の諸階層構成」——以下「諸階層構成」と略記、後藤陽一編『瀬戸内海地域の史

的展開」所収)。本稿で用いる史料とかなり重複しているが、本稿では各段階における地主制の諸特質を中心に分析している。

- (9) 安良城盛昭「地主制の展開」(旧岩波講座『日本歴史』近代三)、「日本農業」地主制の地帯構造について」『茨城県史研究』一三)、「地主制の成立」『歴史学研究』三六〇)および註(一)論文。

中村政則「日本地主制史研究序説」(『経済学研究』一二)、「地主制」(大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』下)、「日本資本主義の発展と地主的土地所有」(一九七八年度土地制度史学会秋季学術大会報告、同学会編『資本と土地所有』所収)、以上の三論文は近著『近代日本地主制史研究』第一章・第二章・補章一にそれぞれ再録されたので、以後同書によって示すこととする。また永原慶二他編『日本地主制の構成と段階』もある。

- なお「シンポジウム日本歴史17 地主制」、小峰和夫「地主的土地所有」(『日本史を学ぶ』四)、陣駿豪三「地主制」『近代日本経済史を学ぶ』上)も参照のこと。
- (10) 山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」(『戦後日本経済の諸問題』東京大学経済学部創立三十周年記念論文集(2))
- (11) 栗原百寿『現代日本農業論』(青木文庫版)三四~四九頁。
- (12) 前掲『日本地主制の構成と段階』終章。
- (13) 中村前掲書第二章。

- (14) 同右第一章、八〇〜八五頁。
 (15) 安良城「地主制の成立」三二頁。
 (16) 中村前掲書第一章、八五頁。
 (17) 同右補章一、三九七頁。
 (18) 同右第一章、四頁。
 (19) 山田盛太郎「日本資本主義分析」六二頁。
 (20) 同右一七四頁。
 (21) 中村前掲書補章一、四〇一頁。
 (22) 前掲「日本地主制の構成と段階」終章五〇二頁の段階区分を参考とした。

なおここで、地主制「確立」の政治的視点について若干コメントしておこう。一八八〇年代前半松方デフレ期における急速な地主的土地所有の量的拡大¹⁾地価一万円以上地主の寡頭的出現は、帝國議會²⁾地主議會の開設に結果して、天皇制の基礎へ編成されたというは間違いない。しかしそれだけの事実から直ちに「地主経営の安定性の一般的成立」(有元正雄「各府県民有財産取調概表」六六頁、『土地制度史学』五五)と指摘されている問題を説きえない。本論から明らかになるように、地主制は企業勃興を迎えて内実も安定するのであって、それまでは外枠を与えられていたにすぎない。

- (23) 最近『明治中期産業運動資料』第二二巻として複製された(解題 有元正雄)。
 (24) 各年度『広島県統計書』による。

確立・興隆期における入近畿型³⁾地主制の諸特質(勝部)

- (25) 山田盛太郎「日本農業生産力構造の構成と段階」(『日本農業生産力構造』)一七頁。

一、地主制形成期

本稿で分析対象とするのは石井猪之助家と信岡仁三郎家であるが、まず両家の概略を述べておこう。石井家は沼隈郡東村において近世期以来代々与七郎を名乗り、庄屋筋の家格であった。¹⁾明治初年田地だけで九町二反余、高にして一一六石余(畑・宅地等不明)を所持し、すでに村内において傑出した地位にあった。一八八六(明治一九)年松永の分家から猪之助が養子に入り同家を嗣いだ。信岡家は品治郡(後、芦品郡)戸手村において代々平六を名乗り、同家もまた庄屋筋の家格であった。一八〇四(文化元)年義倉設立に際して出資も行っており、当時すでに豪農としての地位を固めていた。²⁾一八七六(明治九)年の所有地は二八町余であった。

その後の両家の土地所有規模の推移は第三表のとおりである。なお石井家では一八九〇年以降地価しか判明しないが、二〇町余近く山林を含むので反別に比して地価が低くなっている。

この時期においては地主的土地所有の拡大が最も主な問題となるので、石井家を中心にしてその土地集積のメカニズムを明らかにしておこう。同家では松方デフレ期に土地を購入する際、はいるべき小作米高から公租公課(地租・地方税・村費の米換算高)を控除したうえで石当り五円の予想米価を乗じて金額に直し、それを土地代金で除した値をさらに米価で除している。即ち「代金一元ニ付(米)

第1表 石井家収支表

年	収入計	小作料収入	塩田収入	貸金利息	公債利息	株式配当	その他	不動産売却	公債売却	支出計	活計費	公租公課	借金利息	臨時	不動産買入	公債買入
1873	117,130	72,278	25,964	16,583			2,305			108,694	45,912	11,798	50,985	0	10	
81	3,285	2,500	383	362			30			1,920	1,181	523	204	0		
83	2,703	1,580	428	667			28			3,172	679	672	138	54	1,629	
84	2,402	1,429	492	462			19			2,529	475	681	203	87	1,083	
85	2,708	1,644	492	471			61			2,110	443	723	211	222	461	
86	2,371	1,680	492	161			37			4,650	518	723	288	926	2,195	
87	3,225	1,606	492	42						2,889	504	695	209	836	350	296
88	2,179	1,606	492	55							7	659	131	287		
89	3,475	2,825	514	112						1,666	478	652	117	301	118	
1890	3,656	2,434	1,104	65			8			4,971	655	626	203	473	206	
91	3,656	2,454	1,101	76						2,423	775	618	131	899	3,014	
92	3,612	2,454	959	121						4,556	826	597	150	2,912	61	50
93	2,439	1,424	910	67						3,084	796	668	159	1,382	100	
94	3,831	2,954	653	131			1			2,732	737	736	150	357	742	
95	4,681	3,059	677	254						6,050	916	692	205	1,671	721	1,855
96	4,951	3,470	966	223			20			2,897	1,139	693	224	392	450	
97	6,611	4,528	1,406	191			20			7,811	1,468	749	763	745	173	3,914
98	5,954	3,062	1,315	293			16			5,088	1,662	779	187	891	363	
99	5,466	3,426	1,041	319						3,788	1,504	807	219	691	568	
1900	6,452	3,881	1,247	510			16			4,674	1,728	831	243	641	455	775
01	6,628	3,755	1,258	876			19			4,528	2,065	911	352	434	425	
02	6,279	4,272	870	943			19			6,488	2,149	1,059	277	765	340	2,228
03	7,533	3,942	1,116	165			19			5,070	2,359	1,028	277	645		761
13	15,580	4,786	1,210	1,217			963			16,238	5,801	1,471	559	6,831	1,576	
14	17,146	3,954	1,440	1,857			492			19,655	4,876	1,421	1,073	2,611	1,775	
15	10,682	4,888	1,381	2,139			756			9,440	4,247	1,359	1,898	1,936		
16	12,901	6,084	1,375	1,272			86			15,187	3,702	1,325	1,155	3,010	2,825	3,169
17	17,180	9,205	1,373	1,353			90			18,167	4,141	1,292	2,397	2,372	85,550	5,132
18	25,061	13,594	1,598	674			165			20,668	5,610	1,634	3,841	4,451		
19	27,678	18,131	1,606	812			115			1,958	877	14,143	6,419	2,414	4,020	4,451
1920	31,435	10,477	2,123	684			114			3,877	10,023	3,150	6,846	4,037	2,019	20,232
21	20,947	10,964	2,125	613			99			2,852	18,799	7,658	3,157	4,615	1,709	
22	82,739	8,733	2,130	1,042			756			70,039	8,915	2,836	4,435	1,579	52,335	
23	54,401	8,338	2,051	924			3,318			59,146	7,236	2,179	3,897	3,639	44,225	
24	62,803	6,938	2,081	3,054			4,730			32,442	12,349	6,739	4,090	1,608	44,947	
25	32,259	6,823	2,047	1,273			4,515			29,451	883	37,226	4,345	1,896	23,333	
30	95,043	2,849	4,000	1,507			6,317			1,939	75,768	21,077	4,977	1,619	2,541	1,156

備考 「原立日数」(1873-87)、「所得計算額」(1884-1903,1913-30)、「資産売却計算額」(1913-30)、「特別費登記簿」(1867-1903)、「活計費登記簿」(1867-1903)、「活計簿」(1913-30)により作成、日本海軍五人、

第2表 信岡家収支表

年	収入計	小作料 収入	貸金利息	公債利息	株式配当	雑合配当	その他	支出計	租 地方税	営 業税	地 所費	学 事費 他	不 動 産 入 籍 費	翌 年 度 繰 越 金		
1886	2,695円	1,691円	561円			403円		?	1,068円	22円	132円					
87	2,300	1,461	494			333	12	?	1,007	11	53					
88	2,086	1,343	413			330		?	990	18	71					
89	2,357	1,559	403			385		?	832	12	145					
90	2,574	1,809	322			433		?	888	20	170					
91	3,024	2,190	330			404		?	968	22	193					
92	3,295	2,518	244			523		?	956	22	230					
93	3,104	2,296	246			104	428	?	1,043	24	314					
94	3,273	2,263	262			253	30	?	1,207	22	291					
95	3,541	2,567	167			315	22	?	1,262	24	280					
96	3,849	2,546	150			435	25	?	1,320	16	304					
97	3,602	2,015	250			477	32	?	1,410	19	310					
98	4,527	3,107	226			557	33	?	1,707	17	408					
	収入計	小作料 収入	貸金利息	利子金入	借入金	株式配当 公債利息	不動産 売却	その他	前年度 繰越金	支出計	貸出金	借入 元利込	公債公積	学事費 他	不動産 入籍 費	翌年度 繰越金
99	9,752円	6,681円	27,396円	1,281円		1,412円	200円	177円	527	9,150円		376円	1,600円	6,576円	72円	527円
1900	48,714	7,556	21,734	1,262	10,520	871	4435	147	527	48,714	29,822	8,166	2,313	6,730	1,196	486
01	35,266	6,680	14,715	1,237	3,424	876	562	268	486	35,266	23,250	3,469	2,360	2,622	3,002	564
02	31,837	7,889	9,963	1,064	5,645	729	724	507	664	31,837	20,356	3,576	2,490	2,779	1,817	820
03	23,273	8,117	18,786	1,356	1,910	798	77	232	820	23,273	14,073	2,133	2,707	3,124	21	1,215
04	33,662	8,831	9,203	1,278	1,392	822	1,265	274	1,215	33,662	22,700	1,569	2,471	4,027	2,193	901
05	21,636	8,188	11,647	1,227		965	1,070	82	901	21,636	13,304	569	3,110	2,697	1,231	725
06	26,822	10,147	11,160	1,316	1,336	1,559		94	725	26,822	14,770	2,548	3,262	4,907	374	961
07	27,410	10,744	10,971	1,345	1,473	1,638		90	961	27,410	16,672	633	3,703	5,507		895
08	24,629	7,923	16,100	1,451	1,174	1,638	503	81	895	24,629	12,385	2,073	3,958	5,101	278	834
09	33,810	8,561	16,100	1,355	1,542	5,288		131	834	33,810	22,513	710	4,117	4,639	1,180	652
10	26,261	9,069	10,952	1,508	1,910	2,095	60	42	652	26,261	15,449	1,091	4,203	4,078	831	610
11	32,778	11,690	14,469	1,562	2,067	2,254		125	610	32,778	22,022	645	4,343	4,940		828
14	34,530	9,174	10,506	3,042	6,530	3,371	205	640	1,063	34,530	20,540	1,427	4,446	6,502	1,011	605

備考 1.所得金高厚(1886~98年)、「金出納決算表(1899~1914年)」により作成、円未満四捨五入。

2.1898年以前の家事費支出、不動産・有価証券購入(払込)支出および1899年以後の有価証券売買については判明しない。

確立・興隆期をたはむる(京畿型)地主階の諸特質(続編)

○升○合（の収益）」として利回りに相当するものを試算している。世話料その他諸経費が勘案されていないので必ずしも正確ではない。但しデフレ期をすぎ一八九〇年代に至ると、

そのような関心が薄らいだため試算を行わなくなっている。なお同家が一八八三〜九七年の一五カ年で購入した土地代金合計九八〇〇〇円のうち、六割近くがデフレの影響下にあった八三〜八六年の四年間に集中している。

それらの土地の購入先を金銭貸借の対象との関連で見ようとしたのが第四表である。先に若干の注釈を付しておくならば、ここに掲げた人名は全てではなく、土地購入先の判明する一七件のうち、(1)前後三カ年に貸借関係が認められない、(2)土地所有規模が判明しな

第3表 石井・信岡両家の土地所有規模（耕宅地、山林）

年	石井家	信岡家
	反	反
1872~6 ごろ	92.2+?	280.余
84	485.4	385.2 (21,862) <small>地価 円</small>
89	520.3 <small>地価 円</small>	407.2 (23,736)
97	(16,892)	590.6 (27,758)
1913	(13,125)	645.7 (26,617)
19	(13,116)	
24	(8,771)	
30	(6,859)	

備考 石井家はこの他に塩田を持つ（1897年には地価6,478円）。

い、(3)売買規模が些少である七件を除いた。また、貸借対象については、土地所有規模の判明する者を中心に貸借規模毎のサンプルをあげておいたが、無論全体を表わすものではないのでその欠を補うために第五表を用意した。土地所有規模については出典の年代が区々であるので注意せねばならない。

土地購入一七件中、石井家と貸借関係の認められた者については三件、うち親戚筋と思われる石井順治を除けば二件にすぎない。このうち本郷村の三藤勘兵衛は明治初年所有地価二四円（三畝前後）の零細農民であり、一八八二年九月二〇円を借りたが利息を払うのみで、ついに八四年一二月に同年利息四円八〇銭とも含め六畝の土地（その後ふやしたのである）の放出によって清算している（同人はその後一九〇〇年には所有地価再び四五円余まで回復している）。

しかし全体として見れば利貸経営と土地購入とは直結しているとは言いがたく、むしろ利貸とは別に進んで土地を購入している。それは大村百治・前田坂蔵ら零細農民からの零細地片購入、および松永村宮沢長兵衛の如き一〜二町歩程度と推測される小地主層からの比較的まとまった土地の購入、もしくは石井順治・重太郎（中小地主層）ら一族と思われる者からの購入の三に区分しうる。金銭貸借では河村大吉・村上喜八に多額の貸付を行っているが、これは地主が土地購入等に際し相互に融通を行っている状況を示すものである。一方で小川孫右衛門（自作農層か）なども含め中・下層農に租税・肥料代等の資金を融通していたのであろう。なお表には自家小

第4表 石井家土地購入先および金銭貸付対象者の階層

人	名	村名	土地購入年月日	購入反別	同地価	代金	貸付年月日	貸付額	返済状況	土地所有規模	出典
徳永	九郎兵衛	神村	1883. 5. 10	496.6 ^歩	687.7 ^歩	1883. 1. 4	200.0 ^歩	1883. 5. 12 ^田	田代へ差継入	8.14 ^歩	A
大前	村百治	大坂本郷	84. 1. 2	4.09	38.7	116.2				72 ^歩	A
竹水	太右衛門	〃	1. 7	6.20	66.0	99.3				21 ^歩	B
腕	市三郎	〃	〃	7.25	58.4	108.4				54 ^歩	C
石管	非沢	〃	〃	20.21	164.9	217.4				295 ^歩	C
大村	四郎三郎	東郷	85. 5. 27	20.06	360.6	〃	101.	84. 1	91 ^歩 未済	441 ^歩	A
三	藤	東郷	〃	64.27	558.3	〃	〃	〃	〃	188.05 ^歩	D
大村	四郎三郎	東郷	1	5.02	34.6	58.5				24 ^歩	A
三	藤	東郷	1	6.12	35.7	24.8	82. 9. 18	20.	84.12. 31	45 ^歩	B
石河	非村	東郷	87. 1. 29	43.13	233.0	349.1				140.03 ^歩	C
村名	上	東郷								79 ^歩	A
小川	孫右衛門	東郷								93 ^歩	D
小	田	東郷								40.02 ^歩	A
高橋	銀右衛門	東郷								182 ^歩	C
川	治兵衛	東郷								101 ^歩	B
小	〃	東郷								44 ^歩	C
	〃	東郷								13 ^歩	B
	〃	東郷								32.07 ^歩	A
	〃	東郷								8.29 ^歩	A

備考1. 『萬受私日誌』・『大福入』に亙り作成。

2. 『土地所有規模』出典は、A=1872~3年ごろ東村『田方帳』、A'=同年ごろ、東村『畑方帳』、B=1877年(カ)本郷村(表紙半次、仮題)『田畑宅地山藪雑種地租取調人名簿』、C=1900年起本郷村『戸等調査簿』、D=1889年松永村『田畑地価筆数地主人名付抜簿』である。なお、A、A'については註2参照。

標目：賦課課税と地租課税の調査結果(納付)

作人の小作料未納分は含まれていないが、特にこの時期未納が多かったのである。専ら未納米代金貸付を記した帳簿が作成されている。そしてしばしば「貸金勘弁」されている。

石井家の土地購入に際しての資金繰りを第一表から

第5表 石井家貸付金規模(1883年度)

	合計金額	人数	未済金額
円以上	円	人	円
500~	1,000.	1	0. (0%)
100~500	1,528.	9	128. (8.4%)
10~100	631.	16	266. (42.2%)
~10	75.45	25	26.86(35.6%)
合計	3,234.45	51	420.86(13.0%)

- 備考 1. 『大福入』により作成。
 2. 「未済金額」は1884年2月現在のもの。
 3. 1人で複数の貸借件数があっても1人とした。

簡単に確認しておこう。この時期活(家)計費と租税ではば一、二〇〇円前後、土地購入額はこれに匹敵するかそれ以上である。これら支出は小作料収入だけでは到底まかないきれず、塩田収入・利子収入をも動員し、さらに利払支出の当時期の相対的な多さから考えて借入金(恐らく先述の地主相互間による)に多分に依存していたと思われる。とくに例えば一八八六年の如く全収入額に匹敵する額の購入は、借入金が大きな役割を果たしたと思われる。

最後に土地収入について、当時期未納米の存在が多かったことは先述したが、また第六表a・bによれば小作料収入に対する公租公

課負担の割合はこの時期最も過重である。これは低米価による収入金額の減少が、公租公課負担を相対的に高めた結果であり、小作料収入の半分を確保するのがやっとであった。これらは相俟って地主経営の安定を阻んだと言える。

註(1) 『沼隈郡誌』二一〇二頁。

(2) 福山城博物館蔵東村『田方帳』(年欠、一八七二〜三年ごろと推測される)による。なお同村『畑方帳』も存するが、戸田・延江組、宗政組しか両者存在せず、石井家のある大谷組は『田方帳』のみしか存在しない。

(3) 『福山市史』中巻一〇二四〜五・一〇七〇頁。

(4) 近辺に石井姓は多いが、『大福入』など同家史料に「順治」とのみ記されており、また毎年のように金銭の融通をうけていることなどから判断した。なお註(2)の『田方帳』では田一町八反余、石井重太郎(田一町四反)らも含めてこのクラスが(判明する限りでは)与七郎家の九町余に次いでいる。

二、地主制確立・興隆期

1、地主制の確立——企業勃興期

(1) 地主経営の安定

地主経営が安定を得るには以下の三点が実現されねばならない。

(1) 小作経営の安定、(2) 小作料収取の円滑化、即ち地代收取機構の差配人制度の整備、(3) 高米価の実現。順に見てゆくことにする。

作人の小作料未納分は含まれていないが、特にこの時期未納が多かったのである、専ら未納米代金貸付を記した帳簿が作成されている。そしてしばしば「貸金勘弁」されている。

石井家の土地購入に際しての資金繰りを第一表から

簡単に確認しておこう。この時期活（家）計費と租税では一、二〇〇円前後、土地購入額はこれに匹敵するかそれ以上である。これら支出は小作料収入だけでは到底まかないきれず、塩田収入・利子収入をも動員し、さらに利払支出の当時期の相対的な多さから考えて借入金（恐らく先述の地主相互間による）に多分に依存していたと思われる。とくに例えば一八八六年の如く全収入額に匹敵する額の購入は、借入金が大きな役割を果たしたと思われる。

最後に土地収入について、当時期未納米の存在が多かったことは先述したが、また第六表 a・b によれば小作料収入に対する公租公

第5表 石井家貸付金規模（1883年度）

	合計金額	人数	未済金額
円以上	円	人	円
500～	1,000.	1	0. (0%)
100～500	1,528.	9	128. (8.4%)
10～100	631.	16	266. (42.2%)
～10	75.45	25	26.86(35.6%)
合計	3,234.45	51	420.86(13.0%)

- 備考 1. 『大福入』により作成。
 2. 「未済金額」は1884年2月現在のもの。
 3. 1人で複数の貸借件数があっても1人とした。

課負担の割合はこの時期最も過重である。これは低米価による収入金額の減少が、公租公課負担を相対的に高めた結果であり、小作料収入の半分を確保するのがやっとであった。これらは相俟って地主経営の安定を阻んだと言える。

註(1) 『沼隈郡誌』一一〇二頁。

(2) 福山城博物館蔵東村『田方帳』（年欠、一八七二〜三年ごろと推測される）による。なお同村『畑方帳』も存するが、戸田・延江組、宗政組しか両者存在せず、石井家のある大谷組は『田方帳』のみしか存在しない。

(3) 『福山市史』中巻一〇二四〜五・一〇七〇頁。

(4) 近辺に石井姓は多いが、『大福入』など同家史料に「順治」とのみ記されており、また毎年のように金銭の融通をうけていることなどから判断した。なお註(2)の『田方帳』では田一町八反余、石井重太郎（田一町四反）らも含めてこのクラスが（判明する限りでは）与七郎家の九町余に次いでいる。

二、地主制確立・興隆期

1、地主制の確立——企業勃興期

(1) 地主経営の安定

地主経営が安定を得るには以下の三点が実現されねばならない。
 (1) 小作経営の安定、(2) 小作料収取の円滑化、即ち地代收取機構の差配人制度の整備、(3) 高米価の実現。順に見てゆくことにする。

第6表(甲) 土地収支表

(一カ年当たりの平均額による)

	石井家				信岡家				
	小作料収入	公租公課	諸費	差引	小作料収入	公租公課	諸費	差引	反当定米
1884	1,736 ^円	661 ^円	71 ^円	1,003 ^円	2,281 ^円	1,058 ^円	104 ^円	1,118 ^円	1.236 ^坪
～88	(5.65) ^円	(2.14) ^円	(0.23) ^円	(3.27) ^円	(5.38) ^円	(2.52) ^円	(0.24) ^円	(2.61) ^円	
1889	2,530	628	145	1,756	3,439	954	255	2,230	
～93					(7.37)	(2.03)	(0.53)	(4.80)	1.243
1894	3,751	723	139	2,887	5,135	1,380	366	3,388	
～98					(8.57)	(2.30)	(0.61)	(5.65)	1.171
1899	4,486	909	196	3,380	7,831	1,495	274	6,060	
～1903					(12.21)	(2.33)	(0.42)	(9.45)	1.160
1904					10,383	1,923	370	8,088	
～08					(16.90)	(3.13)	(0.60)	(13.16)	1.227
1909					11,994	2,028	459	9,506	
～13					(18.68)	(3.17)	(0.71)	(14.80)	1.171
1913～17	5,778	1,294	188	4,295					
1918～22	12,379	2,336	716	9,327					

- 備考 1. 石井家『所得計算簿』・信岡家『所得計算原簿』『所有地定米計算表』により作成。
2. ()内は1反当たりの額。
3. 円未満、()内は銭未満切り捨て。
4. 公租公課中、石井家は1887年より所得税を含むが、信岡家は不明なので含まない。

第6表(b) 土地収支表 (百分比)

	石井家					信岡家				
	小作料収入	公租公課	諸費	差引	小作料収入	公租公課	諸費	差引		
1884 ~ 88	100%	38.1%	4.1%	57.8%	100%	46.4%	4.6%	49.0%		
1889 ~ 93	100	24.8	5.7	69.5	100	27.7	7.4	64.9		
1894 ~ 98	100	19.3	3.7	77.0	100	26.9	7.1	66.0		
1899 ~ 1903	100	20.3	4.4	75.3	100	19.1	3.5	77.4		
1904 ~ 08					100	18.5	3.6	77.9		
1909 ~ 13					100	16.9	3.8	79.3		
1913 ~ 17	100	22.4	3.3	74.3						
1918 ~ 22	100	18.9	5.8	75.3						

(1) 小作経営の安定的再生産 初めに地主制形成期の事情を示す所の『農事調査書』に拠って小作経営の収支モデルを見ることにしよう。第七表・第八表は各郡一戸当り平均耕作規模における収支を算出したものである。ここでは沼隈郡米・藪作、深津・安那・芦田・品治四郡米・麦作と想定し、さらに仮に耕地利用率二〇〇%として、裏作収支も合算してある。両表いずれにおいても一〇〇%の裏作を行うと仮定してもなお赤字を出している。つまり自家労働部分を切り詰めることによってかろうじて黒字を保つのであるが、それにしても、仮に一戸五人の家族として一人年間低く見積って一石一斗を食する場合の米代価二四円七五銭にすらはるかに及ばない。またこれが自小作農（仮に小作地五〇%）であった場合、即ち小作

料支出の半減を想定しても、沼隈郡で「収益」（カッコ付き）一五円七三銭、深津以下四郡で二三元九〇銭と事情は変わらない。これ以外の収入の途がないとすれば、結局肥料代を節約し器具損料補填を控え、さらに食費等を切り詰めることによってしか糊塗することができない。しかし例えば藪草の場合は特に多量の施肥を必要とし、肥料の節約は即収獲量・品質の低下を招き、収入の減少に結果することになってしまふ。

そこでは非とも藪草加工・織物製造などによる副業収入を必要とする。一九一一年（明治四四）年藪田一反当りの畳表加工収支計算を、機一台当りに換算し、さらに一八八九年当時の物価水準（『広島県統計書』）に換算したのが第九表である。これによれば年間地機一

第7表 小作収支計算(米・蕎作)

		収 入		支 出		
表	玄 米	石 7.673	円 34.53	小 作 料	石 4.604	円 20.72
	屑米・粃糠 粟		3.30	肥 料		12.28
作	(小 計)		37.83	器具損料 種代・雜費		3.36
				勞 賃	延 111人	8.82
				(小 計)		45.18
裏	蕎	石 1,036	円 124.31	肥 料		81.72
				器具損料 代		33.19
作	(小 計)		124.31	色 土		.50
				勞 賃	延 357人	34.22
				(小 計)		149.63
合 計			162.14	合 計		194.81
差 引			-32.67 (自家勞賃含めて	10.37)		

- 備考 1. 1891年刊『農事調査書』による。
 2. 耕作面積は3反8畝11歩(沼隈郡平均)で、耕地利用率200%と仮定した。

第8表 小作収支計算(米・麦作)

		収 入		支 出		
表	玄 米	石 11.512	円 51.80	小 作 料	石 6.907	円 31.08
	屑米・粃糠 粟		4.95	肥 料		18.42
作	(小 計)		56.75	器具損料 種代・雜費		5.04
				勞 賃	延 167人	13.24
				(小 計)		67.78
裏	裸 麦	石 8.634	円 19.86	肥 料		12.95
	屑麦・麦早		2:88	器具損料 種代・雜費		
作	(小 計)		22.74	勞 賃	延 106人	9.50
				(小 計)		27.05
合 計			79.45	合 計		94.83
差 引			-15.38 (自家勞賃含めて	7.36)		

- 備考 1. 前表に同じ。
 2. 耕作面積は5反7畝17歩(深津・安那・芦田・品治4郡平均)で、耕地利用率200%と仮定した。

確立・興隆期における(近畿型)地主制の諸特質(勝部)

第9表 地機1台当り畳表加工賃収支計算（1889年当時）

収		入		支		出	
	枚	円			円		円
畳表	157.5	22.84	藺	84	10.08		
			麻	8.7	3.38		
合計		22.84	合計		13.46		
差引		9.38	備考 註2参照。				

第11表 沼隈・深安・芦品三郡の
絨織物生産額

年	生産反数	生産額
1885	474	24,075
90	4,294	291,196
93	4,203	285,569
99	8,129	827,776
1904	5,602	452,282
05	12,544	1,150,131

- 備考 1. 『広島県統計書』により作成。
2. 綿織・絹綿交織の合計を出した。

第10表 沼隈郡藺草加工品生産額

年	生産額	生産高指数
1886	33,851	100
90	59,981	150
95	740,283	907
99	815,720	920
1905	658,424	772

- 備考 1. 『広島県統計書』により作成。
2. 備後表・莫座および1895年から花菱が加わっている。
3. 「生産高指数」は単位の違いから合計・比較できないので、便宜上備後表の枚数を換算したうえで、指数を計算した。

ともあれ以上の如く、小作人は表・裏作をなしかつ副業収入を得て初めて再生産しうる実態が明らかになったと思われる。

そこで問題は余業機会の多少であるが、これを直接証明する手立はない。故に藺草加工品・織物などの生産の拡大は余業機会の拡大と見做して考察する以外にない。沼隈郡における藺草加工品生産額（第一〇表）を見れば、一八九三（明治二六）年頃より資料に現われ急速に生産が増大する輸出用花菱にも負いつつ一八九〇年代に実質一〇倍弱の生産高の伸張が確認される。織物業においても、綿織・絹綿交織の生産

台で畳表一五七・五枚織った場合の所得は九円三八銭となり、農業「収益」一〇円三七銭に匹敵する。但しこの当時の沼隈郡の畳表推計製造高は約三万三千八百枚で、織機推計約五〇〇〇台とするなら、機一台で六六〇七六枚程度となり右の所得は半減する。織物業による副業収入については正確には判明しないが、『広島県統計書』によればこの当時福山で機織月給女子が二円前後となっているから年間四〜八カ月従事すれば八〜一六円の所得を得ることになる。

高の飛躍的な伸びが知られる(第一一表)。

『農事調査書』によれば、一八八八年当時、即ち地主制形成過程の沼隈郡においては「漁業・蘭・席・塩菰・麴麴・帆・木綿・漁網等」の副業により「稍余裕ヲ存シ生活寛カナル」状態であったが、深津郡では「余業ノ著シキモノナク」沼隈郡に比べて「小農家ニシテ殊ニ余裕ナク其生計甚タ困難ノ者多シ」と言われている。故に同郡では「一朝凶年ニ際スレハ忽チ自家ノ生活ニ影響スルヲ以テ小作定米減額ヲ請求スル事甚シク、地主小作人ノ間常ニ円滑ナラサル」とまで言われている。また「備後篇」の主産地の一つ神辺地方を含む安那郡にしても、「兼業者少ク農業一途ニ従事スルモノ多キカ故ニ生活自ラ困難ナル者多シ」という状態であった。

一八九〇年代Ⅱ企業勃興期における、まさに革命的な生産の増大Ⅱ余業機会の拡大は、地主制下の零細耕作において滞留する潜在的過剰労働力を一挙に引き出し、右の如き状態を克服する重要な礎子となったと考えざるを得ない。即ち企業勃興Ⅱ産業革命開始の過程で、「出稼型」賃労働形態にせよ蘭草加工・賃織の如く、家内副業形態をとるにせよ、余業収入を「保証」されて小作人は安定的再生産の基礎を得た。換言すれば高額小作料と低賃金の相互規定関係を創出する所の過程に他ならない。

(2)地代収取機構 松方デフレ期を中心とする急速な土地所有の拡大Ⅱ新たな地主小作関係の創出・拡大により、小作料納入円滑化のためのシステムが必要と認識されるようになる。それを端的に示すのが、信岡家が一八九二(明治二五)年に行った「地代人」設置であ

確立・興隆期におけるⅡ近畿型Ⅱ地主制の諸特質(勝部)

る。その前身はすでに明治初年までにはおかれていたようであるが、「感アリテ自家ノ所有地戸手ハ地代人ヲ設置スル」として「戸手地内所有小作取扱委属規定」(以後Aとする)と「所有地取扱細則」(以後Bとする)を定めた。地代人の任務は「地所に関する事務ヲ担任シ渾テ地主ノ意ヲ履行」する(A第二款)ことであるが、そのうち「収納期日マテニ各小作人カ年貢完納可為致候事」(B第二項)が平常の最も基本的な任務であった。さらに「地所及小作毛上等平素見廻リヲ為シ、小作人ノ勉強不勉強ヲ予テ視察監督」すべきこと(B第八項)を義務付けられる。さてその機能がフルに発揮されるのは天変地異災害事故の際であった。「毛上不熟等ニテ小作人毛上見取取願スル場合ハ地代人ニ於テ得ト実地内檢」して「定米ニ強テ欠乏ナキト認メタルトキハ懇篤ニ説諭ヲ為シ」用捨引を断念させ、「万無止実地不熟ト認定スル場合ハ其坪々内檢下見帳ヲ製シ」「地主檢査」を経たのち「用捨引米ヲ得テ小作人ヘ示談シ定米完納可為致候事」が要請される(以上、第五項)。地代人は自村を三組に分けて設置されたが、このうち下戸手組の信岡平太郎は、一九〇二(明治三五)年当時、耕地地一町四反程度の小地主で醤油製造・卸売・小売業を営なみ学務委員を務めている人物でもあり、他の二人も同程度の小地主であろう。

以上のように地代人は信岡家の地主としての命脈を支える重要な機能を担っていたと言える。当初は自村のみに設置したが、一九〇〇年には他村の所有地にも一〇人おかれているのが確認される。石井家については、一八八三年からすでに「世話人料」の支出が

見えるが具体的には知り得ない。しかし、印刷された「耕地小作証」が未使用のまま幾部が残っていて、年代は「明治廿一年月日」となっているから、一八八〇年代末〜九〇年前後に印刷して使用したその残部と思われる。内容は五ヶ条にわたるがその主なものを見てみよう。小作期限は「五ヶ年ヲ以テ一期ト」するが地主が「地所入用ノ節ハ……時日ヲ論セス命ニ応シ速カニ返還スヘシ」(第一条)と、土地引上げ規定が明記されている。他に「定米ハ米質ヲ選ヒ粗製ナキ様注意シ、尚糶俵ニ水氣ヲナサズ俵拵ハ充分念入調製スベシ」(第二条)、「地味ヲ書スル肥料等ハ決シテ用ズ、永遠マテ土地ノ利益ヲ計ルヘシ」(第三条)などの規定がある。これも新たな地主小作関係の拡大によって小作人管理対策が必要であると認識された一つの証左ではあるまいか。

(3)米価の上昇 全国大都市を中心にして企業勃興期にはいったとは言え、第一二表のように一八八〇年代末はまだ当地方でも低米価が続いており、農村部を大量に拘えるこの地方では景気の回復が遅れるこの時期には企業の勃興現象は見られない。一八九〇年を過ぎるあたりから米価は上昇を始め、特に九〇年代後半には一〇年前の二倍

第12表 石当米価の推移 (一ヶ年平均)

年	尾道米価 円	石庭先米価 円	井家米価 円	信庭米価 円	岡先米価 円
1886~90	5.28	5.83			5.26
91~95	7.40	7.94			6.74
96~1900	10.37	11.25			9.31

備考 「尾道米価」は『広島県統計書』による(玄米中1石)。

の水準まではね上がっている。これは二つの側面において影響を及ぼす。一つは、米価の上昇↓物価全体の上昇が金利低下と相俟って好景気を招き企業熱を刺激する。勿論この間に日清戦争をはさみ、軍需による刺激も作用する。二つは、地主層の収入増大↓土地経営収支の好転である。前掲第六表a中の信岡家反当収入を見れば、ほぼ米価の上昇と歩調を同じくして増大している。他方支出は殆ど変わらず収入増大がそのまま収益の増大につながっている。この結果一八九〇年代にはいって、両家とも収入中の六〜七割を確保することになった(同表b)。なお両家とも、以後においても小作料の増額改訂は一切なく、収入の増加はほぼ米価の上昇に負っている。これは高位生産力地帯で当初から高額の小作料を得ていた、またそれ故に鋭い矛盾を内包していた△近畿型▽地主の一つの特徴と考えられる。但し同じ△近畿型▽地主とされる岐阜県安八郡棚橋家では、一八八六年・一九〇四〜六年の二度にわたる小作料引上げが明らかにされており、今後の検討をまちたい。

(2) 地代の資本転化の開始

石井・信岡両家における有価証券投資は一八九〇年代後半に急速に展開されてゆく。これは企業の勃興と軌を一にする所であり、殆ど地元株への投資で、鉄道およびとくに銀行へ集中している。

第13表 石井家の有価証券払込額・購入額

(単位 円)

	第六十六 銀	松永 為 換会社	永 松永銀行	福山銀行	広島県 農工銀行	三原銀行	福山紡績	京釜鉄道	軍事公債	合 計	
1887	296									296	
94	296	600							260	1,156	
95	296	800							2,000	3,096	
96	296	1,250							2,000	3,546	
97	* 3,095	1,250	302				808		2,000	7,455	
98	* 4,675	1,400	392	120			870.5		2,000	9,457.5	
99	* 4,435	1,400	472	120	175		870.5		2,000	9,457.5	
1900	* 4,435	1,800	552	240	350		870.5		2,000	10,247.5	
01	* 4,435	2,000	522	360	420		807.5	35	2,000	10,672.5	
02	* 4,435	2,500	522	1,849.6			898	70	2,000	12,899.6	
03	* 4,435	2,500	* 331	1,849.6			595	* 3 898	220	* 2 2,600	13,449.6

備考 1.* 一部に推計を含む。
2.*2 この内600円は勲業公債。
3.*3 この年福島紡績に合併される。

第14表 配当収入および各社配当率

{ 上段 配当額(単位 円)
下段 配当率(単位 %)、「合計」欄は年平均利回り

	第六十六 銀	松永 為 換会社	永 松永銀行	福山銀行	広島県 農工銀行	三原銀行	福山紡績	京釜鉄道	軍事公債	合 計
1887	下 10 円 下 5.00%	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %	10 円 6.76%
94	28 14.00	34.50 11.00								62.50 9.11
95	28 14.00	90 11.25						70.65 3.53		188.65 8.33
96	28 14.00	松永銀行 108.50 9.85						100 5.00		236.50 7.98
97	152.10 10.42	100 8.00	22.50 9.00				下 20 下 4.00	100 5.00		394.60 6.81
98	255.20 8.00	120.65 9.00	31 10.00				43.01 8.00	100 5.00		549.86 6.98
99	247.50 7.50	126 9.00	32.80 8.00	9.6 8.00	下 6.16 下 3.52		84.37 15.00	100 5.00		606.43 7.35
1900	264 8.00	141 9.00	35.20 8.00	17.52 7.96	24.50 7.79		0 ? "	100 5.00		582.22 6.17
01	264 8.00	154.80 8.00	40 8.00	26.40 8.00	30.10 8.06		0 ? "	下 1.05 下 3.00	100 5.00	616.35 6.42
02	264 8.00	54 7.50 5.00	25 5.00	133.90 8.59	38.50 6.88		0 ? "	3.36 5.45	100 5.00	618.02 4.88
03	264 8.00	150 6.00	7.50 2.50	164.80 10.67	35 5.88		0 ? "	*205.10 4.24		733.60 4.72

備考 1. 銭位未満切捨て。
2. 表中、上・下とあるのはそれぞれ上半期・下半期を示す。
3. 配当率は実際に払込まれた額面に対する配当額の割合。年平均利回りは購入額(払込の場合は払込額)に対する割合の平均値。
なお、払込の場合各期の途中で払込まれるため、配当率・利回りとも月割額を勘案し各々一期分として算出してある(但し表中上段は実際の配当収入)。
4.*2: この内5.10円は勲業公債利子。

確立・興隆期における△近畿型▽地主制の諸特質(勝部)

第一三表・第一四表などによって、石井家の株式購入の動機を考えてみよう。一八八七（明治二〇）年に第六国立銀行株四株（額面二〇〇円）を二九六円で購入しているが、この時の事情は判らない。しかし同行株式の配当率は九〇年一三％、九三年以降四年続けて一四％と高配当が続き、それが為か九七年に新・旧株（額面二、六四〇円）を合わせて三、六七九円で購入している。殊に旧株八株は額面四〇〇円であるにも拘わらず実に一、二七円で購入している。これも旧株の高配当の結果と思われるが、石井家では購入価額が昂騰しようとして高配当によって十分それに見合う利回りが期待できると見做したのであろう。この株の購入先は複数であるが、全て八杉善右衛門なる人物によって仲介されている。石井家では同年やはり彼を通して福山紡績株、福山銀行株を購入している。こうした中介者の存在も地主の株式投資にきっかけを与える重要な役割を果たしたと考えられる。

また同家では地元の松永銀行（銀行類似会社松永為換会社が一八九六年発展的に解消）へも積極的に参加し、猪之助は取締役に就任している。

一方信岡家が投資を行う一例は、一八九七〜八八年にかけて備後銀行設立にあたり担当発起者が「数回来談シ当家へ勧誘」することによって、結局六四株（額面三、二〇〇円）を引受けることになり仁三郎は取締役に就任している。同家ではこれ以外にも福山銀行・松永銀行・広島県農工銀行・福山貯蓄銀行などへ積極的に出資し、福山銀行・福山貯蓄銀行の各取締役、松永銀行の監査役を兼任してい

る。

こうして彼ら大地主層が大株主・役員となることによって銀行運営を通じ地域経済の金融的要を掌握してゆく。一方よく言われる様に、銀行に対する信用によって地主資金運用上の有利な態勢もたらされる。例えば信岡家において、一八九八（明治三一）年福山銀行に対してそれまでの平六名儀当座預金借越の根抵当書入れを解除したうえで、新たに田三町二反を根抵当に書入れ二、〇〇〇円までの過振りを可能にした。また一九〇三年には同行に対し五〇〇円の無担保過振り契約を結んでいるなどである。

しかし銀行株への出資は大地主層のみではない。第

第15表 備後銀行株主構成 1899年下期（単位 人）

株数	所有土地							不明	計	株数合計
	町0~0.5	町0.5~2	町2~5	町5~10	町10~20	町20~	町			
株以上100~				3	4	1	3	11	1,502 (37.5%)	
50~100					2	1	3	6	373 (9.3)	
20~50		3		1	5	1	61	71	1,606 (40.2)	
5~20	1	2	2				62	67	451 (11.3)	
1~5							28	28	68 (1.7)	
計	1	5	2	4	11	3	157	183	4,000 (100.0)	

備考 備後銀行第1期『営業報告書』、信岡家蔵「明治二十四年所得税関係要項」
「明治三十五年（所得額）書抜」による。

一五表によつて設立当初の備後銀行の株主構成が判るが、史料の制約から下層株主ほど土地所有規模が判明しにくくなり、殊に五株以下は全く確認しえなかつた。しかし史料の性格上、確認できなかった者の大半は所得三〇〇円以下に属すると思われる。

ここでは甲奴郡の一〇〇二〇町歩地主が設立主体となつて一〇〇株以上大株主を構成し、信岡家(六四株)・森信家(二〇〇株)二八町歩)など大地主層が加わつて役員を構成している。

しかし彼らの出資額に匹敵するだけの資金が二〇〇〜五〇〇株層から出されていることにも注意すべきである。判明する限りでは一〇〇二〇町歩の中地主層が中心であるが、圧倒的な不明部分の多くは先の点から考へて五町歩以下の小地主層であろうと推測される。つまり端的に言うなら広汎な小地主と中地主の資金を一株〓五〇円という株式の形で社会的に集中し、設立主体者らの自己資金に倍する資金を動員しえたと言へる。

こうして集められた「地代」の転化形態を中心とする資金は銀行を通じてどこへ流通してゆくかについて少し検討してみよう。

先の備後銀行においては、

十二月中旬以降ハ地方葉煙草買収ノ時機ニ入りタリト、京阪取引大節季ニ際スルトニ因リ大ニ資本ノ需用ヲ増シ預金ハ漸次減少シテ当座預金ハ殆ント払底セントシ、需用ハ益々増加シテ底止スルノ期ナキノ感アリ

と述べられ、府中を中心とする刻煙草製造業への資金動員を確認しうる。また芦品銀行においても「葉煙草買収ノ時機ニ迫リ需要頓ニ増

確立・興隆期における△近畿型▽地主制の諸特質(勝部)

加シ、一層繁劇ヲ極メタリ」(一八九八年下期、第一期『営業報告書』)と述べられ同様の事情が窺える。これら刻煙草製造業者のうち中小地主を中心として資金が供給されていたと言われている。⁽¹⁸⁾

また松永銀行においては「当行取引花菱ノ商況……」(一八九七上期、第九期『営業報告書』)、花菱の濫造・不捌きにより「蘭草ハ随イテ暴落トナリ集散少数商人持品トナリ、是等変兆ハ当行ニ波及シタリ」(一九〇二上期、第一九期同前)などの記述からも蘭草加工業との取引に融資が知られる。同加工業者(工場経営)には零細土地所有者または無所有者が好況期にのみ製造規模を拡大する例と、中小地主層によるマネー経営の例との二通りあることが指摘されているが、松永銀行が取引を行ったのは後者の例および「集散商人」らであろう。

備後織物業についても、例えば福山銀行が「地方特産木綿織物ノ如キモ兎角好調ノ足取ヲ示サス、夏物仕入モ惣体不況ニ終レル有様ニテ金融上更ニ活動ヲ呈スルニ至ラザリシ」(一九〇二上期、第一三期『営業報告書』)

第16表 福山銀行(1898年下)・芦品銀行(1900年下)の抵当質物

	繰綿・綿ル	綿糸	藍紵	綿糸	葉煙草	有価証券	不動産	無抵当	その他
福山銀行		13,390				77,351	28,859	40,458	775
芦品銀行			9,602		16,000	767	3,511	4,364	2,096

と述べている様に重要な取引先であった。さらに同行および芦品銀行の抵当質物内訳（第一六表）からも織物業関係者への融資の存在が窺える。

そこで簡単に備後織物業のこの時期の展開の仕方について述べておこう。一八八〇年代前半に賃機制が普及したものの、産業革命期にはいつて部分的にマニユファクチュアも形成される。例えば唯一の大マニユである福山織物合資会社が新織機一五〇台・職工二〇〇人を擁して一八八八（明治二一）年開業、年産五万反を誇った。しかし「粗製濫造工女争奪」によりわずか三年にして解散する。これに限らずいずれのマニユも安定的な基盤を持ちえず結局分散化していった。それは賃織（19）農村家内工業の事実上の低賃金労働と最高度の労働時間とに基づく低コストに対し、同じ手労働に立脚するマニユが労働生産性の向上によるコスト引下げを以てしては対抗しえない事情を示している。かつまたマニユ経営主の多くが同時に問屋制商業資本でもあり、広汎な小営業・問屋制家内工業と不可分に錯綜融合していったため純粹な意味での独立的なマニユ形成はほとんどなかった。（20）

つまり芦品郡の餅、神辺・沼隈郡水呑地方の縞のいずれにおいてもその生産形態は主調として問屋制形態であり、一八九〇年代の生産の拡大は問屋制によっていたことが判る。「地機」時代に生産者農民が有していた「独立性」は、紡績糸の導入とともにこの過程で喪失してゆき、事実上の賃労働者に、即ち *Jannetholien* に転化せられた。一方この編成替えの過程で（とくに）一八九〇年代後半に（

有力な織屋および中小織屋を編成してゆく糸商（買次商）が、先述した銀行の融資を受けて生産・取引の拡張を行ったと考えられる。（21） また福山銀行の一八九六年下期、第二期『営業報告書』所載の貸借対照表で、貸方中割引手形（ほとんど約束手形）は三八、八九八円となっており貸付金・貸越金合計額の半分のにほっている。つまり手形割引機関としての銀行の必要性もこの過程に生じてきたと考えられる。

要約すれば、一八九〇年代にはいつてからの織物業・蘭草加工業など来産業の展開に編成替えは地方銀行存立の基盤を与え、逆に地方銀行の設立によって集中された社会的資金が来産業の中心的担い手（主に中小地主）へ撒布されその展開を助長するという構造が、まさにこの企業勃興期に形成されたと思われる。大地主層による地代の資金転化はまさにかかる過程において開始され、その地位を金融掌握によって強化させてゆく。つまり、小作料への寄生の成立↓地代の資本転化↓産業利潤への寄生の成立↓低賃労働力の析出↓小作経営の安定↓小作料への寄生の成立という循環が論理的にも成立し地主制は確立した。

2. 地主制の興隆(1)——産業資本確立期

(1) 地代の資本転化の「本格化」

日清戦後恐慌、とくに一九〇〇～一年恐慌は当地方にも甚大な影響を与えている。

地主資金を結集して一八九三年（明治二六）年設立された福山紡績は、一九〇〇年北清事変で市場を断たれ赤字を計上したが、以後

無配当が続いたものと思われる（前掲第一四表）。

また生系不況のなかで備後製糸会社社長であり五〇町歩地主でもあった神野利右衛門が、一九〇一年破産を宣告された。神野が最大の株主でありまた専務取締役でもあった松永銀行は、神野が個人的に借用していた多額の金が不良債権となり欠損を出したのであるから、〇二年上期配当二・五%、下期無配当となった（同上表）。翌〇三年上期も二・八%と低配当が続いており影響の深さを知り得る。信岡家では神野破産の報に接するや、「神野氏（松永銀行の―注）専務取締役中多分借用金」した額が「到底損失ト見込」同行株が「直段下直ニナルヲ案シテ」二〇株を払込額で売却するという機敏な対応を行っている。

福山銀行においても「日清戦役以後経済界ノ激変、各種事業ノ必敗、不景氣ノ持続ハ遂ニ債権ノ不確ナルモノヲ生スルニ至リ」「紡績会社ニ対スル債権ヲ始メ其他不確実ナルモノハ一先之ヲ欠損ト見做シ充分ナル刷新ヲ加フル」ために、〇三年七月三〇万円の資本を一八万円に減資、残金一二万円を欠損補填に充てた（一九〇三年上期、第一期『營業報告書』）。加えて〇三年上期は無配当、下期二・五%の低配当となっており（同上表）、大株主には二重の打撃であった。

福山紡績は結局〇三年三月大阪の福島紡績に合併されたが、資産評価額の七割で売却され、それまで役員であった者も悉く経営から排除され、合併交渉にあたった河相三郎（一二町歩地主）一人が地元監視役として役員にふみとどまったのみである。この様に地方資

確立・興隆期における（近畿型）地主制の諸特質（勝部）

本が中央資本に併合され、設立者たる地元大地主が経営から排除されてゆくという事態は産業資本確立期における地方経済の編成上誠に象徴的であると言わねばならない。

信岡家について言えば、この〇一―〇三年の三カ年で株主として「総額壹万円余ノ失態ヲ受ケ日夜心痛ニ光陰送り居ル次第」であり、「誠ニ残念ニ不堪、後業堅ク注意シ地方株ヲ持ベカラス 右之事アリシヲ以テ地方会社ノ役員ハ渾テ辞任シタル訳ナリ」と『永代日誌簿』に記された所以である。

但し判明する限りでは後まで中央株を持つことはなく再度役員にも就任している。確認される変化と言えば、この時期を転機に国公債が急増するということである。

石井家も前掲第一四表のように平均利回りが低下しているが、その対応は定かでない。なお一九〇〇年代にはいつてわずかであるが京釜鉄道株へ出資している。

いずれにせよ額のうえでは一九〇〇年代にはいり一層投資が活発になるが、同時に日清戦後恐慌の痛手から地元株の危険性を痛感する。といつて両家が中央株投資を開始するという事態にはならなかったが、石井家については次の一九一〇年代の投資活動のあり方を明瞭に決定したと考えられる。一般的には地方株の危険性を認識して中央優良銘柄へ投資を開始してゆくのではあるまいか。

(2) 農事改良および織物業の工場制化

日露戦後広島県当局が実施しようとした農事改良事業が、農村段階まで下がった時に当時の地主小作関係が微妙に反映される。よつ

て信岡家の『永代日誌簿』から農事改良をめぐる地主小作人間のあり方を見ることにしよう。

農事改良は、帝国主義転化に伴う財政膨張の農村への転嫁を可能ならしめる生産力基盤の整備を目指したものと見えようが、広島県においては一九〇七（明治四〇）年三月宗像知事が訓示事項の一つとして制定した農事六大必行事項として現われた。殊に実施困難な共同苗代に対しては〇八年八月強制規定を含む「設置規則」を発令した。これに対する反対運動の詳細は先行研究に譲るが、安芸・三次地方を中心にして展開された反対運動によってついに「設置規則」の撤廃を勝ち取った。しかし備後地方においては反対運動は低調であり共同苗代実施率も高かったという。それは県当局に対して与党的立場にあった立憲政友会系議員の地盤が備後であったこともよるであろうが、その基盤である地主小作関係の矛盾が必ずしもまだ顕在化しない段階であったためと考えられる。それは安芸・三次地方では地主層の運動への参加によって矛盾を弥縫しえたことと表裏である。

とは言え備後において農事改良事業が順調に進んだわけではない。一九〇七年農事必行事項の遂行を期して「其筋ヨリ敵敷督勵相成、本年ハ県属及警察吏郡吏等各村ニ出張、示諭相成、是非共正条植施行方相成、非常ナル督勵」があったが、「小作人ハ正条ヲ否ミ彼是ト陳弁」したという（『永代日誌簿』以下注記しない限り同じ）。戸手村地主会としても「小作人ノ否ム折柄、地主ニテモ小作人ノ困ルヲ見テ居ル訳ニ不至」というので反当り米一升の支給を定

めた。

さらに一九一〇年三月「米穀検査規則」が県令として発布され、産米改良・米俵装改良の実施に際して、信岡家も一応「作配人」（地代人）を通し、切升四斗俵調製・米改良などを小作人に通知している。しかし四斗俵調製には同年に限ってはあるが一俵に付き七錢ずつの交付をするなど「實際ニ当リテハ地主大ニ損失ヲ見ル事ニナリ、又検査ノ定度モ相分ラズ、大ニ苦心ヲ極ム」る次第であった。そこで「一応ハ示談為シタルモ實際小作人ハ之ヲ否ミシナリ、又当家ニモ不利益ナラン事ヲ思ヒ、再ヒ意ヲ変シテ本年ハ可成従来通り三斗俵ニテ納米致具レル様」小作人に通達しておいたという。但し従来のも倭であっても「乾燥調整米質等改良米ニ匹敵スルモノニハ相当ノ賞与ヲ行フ」ことを決めているが、「本年ハ何分ニモ改良米ニシテ納俵スル小作人ハ多分無之」と予想している。

このような産米改良・俵装改良は本来その商品価値を高め地主に利益をもたらすものであるが、地主の側でも手間・費用を要する故さほど積極的でなかったとはいえ、反対給付を行ってもなお強制することが困難であったこの当時の地主小作関係の実態が知れるのである。つまりまだ矛盾は顕在化せず小作料収取に支障はないが、内部ではその矛盾が右のような形でくすぶっていたのが興隆期の段階と言える。

つぎにこの時期および一九一〇年代にかけて特筆すべきことは、織物業のうち縞織を中心として急速に力織機化・工場制化が進むことである。

力織機化の嚆矢は神辺の吉重合名会社（一九〇二年導入）であったが、日露戦後から広巾化・輸出開始を伴いつつ力織機化の工場制化していったのである。足踏機一台における一日（一二時間）生産反数二・三反に比し、力織機は一台一日六反、しかも一人で六台持つことが可能であるから労働生産性は一挙に一五倍となったのである。故に剰余価値率の高さ、一反当り付加価値の低さは比ぶべくもない。しかもわずかな力織機を以て家内労働を行ったとしてもいぜん最低の賃金と最高の労働時間とに基づく絶対的剰余価値法則に支配されるのであるから、勢

第17表 1913年織物業生産形態

	沼 隈 郡				深 安 郡				芦 品 郡			
	工場	家内業	織元	賃織	工場	家内業	織元	賃織	工場	家内業	織元	賃織
戸数	21	18	10	506	23	34	96	3,006	32	1,719	285	3,663
力織機	430				580	41			529	41		21
手機		台77	台17	台555	台74	台61	台91	台3,350	台30	台2,248	台284	台3,965
男女職工	468	103	24	555	397	81	81	3,391	608	2,222	256	4,062

備考 『広島県統計書』による。

い工場制に移行せざるを得ない。

第一七表によれば沼隈郡で最も工場制化が進んでいるが、一日の生産能力を比較すると、力織機一台二六反、手機一台二・三反として単純に計算しても「工場」で二、五八〇反、「賃織」で一、二七七反と完全に「工場」が凌駕している。深安・芦品両郡はまだ「賃織」の方が優勢であるが、芦品郡では「家内工業」に小マニユの簇生しているのが窺える。深安郡ではこの後工場制化が進むのである。

この工場制化によってその労働形態は「貧農が依拠して半隷農的生計の補充を得る所のその問屋制度的家内工業の型」から「貧農部分より流れ出づる半隷農的賃銀労働者を再編成した所の、印度以下の労働賃銀及び肉体消磨的労働条件をもつ大工業の型」に再編成されたものの、高額小作料と低賃金との相互規定関係が解体された訳ではないことに注意すべきである。その証左は次の史料である。

職工人へ遠来雇入ノモノニアラズ、悉ク村内土着ノ農家士女、副業的ナルカ為メ生産費ヲ減少スルコトヲ得 (一九一二年)

3、地主制の興隆(2) —— 独占資本形成期

第一次世界大戦による好景気は、地主の積極的な株式の売買活動を誘発せしめた。第一八表から直ちにみて取れるのは、石井家の地元株整理・中央株の大量購入という姿勢である。中央株の大量購入は一九一七（大正六）年より始められるが、同年六・八月の三カ月間に実に五三、三〇〇円の多額を購入している。これらの資金は預金等を動員したうえで借入金にも依存したと思われ利子支出がふえ

第18表 石井家株券売買の状況 (1910年代後半)

年	銘柄	株価額面	売買価額	月日	配当	利回り
1916	福山瓦斯	2,500 ^円	売 284 ^円	3.15	37 ^円	13.0 [%]
17	福山銀行	?	売 1,599	2.10	124.8	7.8
	尼崎紡績	2,500	買 18,250	6.6	750.(上)	8.2
	久原鉱業	5,000	買 27,300	8.9	875.(下)	6.4
	大阪窯業	2,000	買 7,750	8.11	300.(下)	7.7
18	福山銀行	?	売 2,205	1.22	168	7.6
	大阪合同紡績	600	買 2,762	"	300	10.9
	第六国立銀行	800	売 960	2.5	64	6.7
19	松永製菓	750	売 750	3.16	30	4.0
20	大阪商船	1,000	買 3,080	1.1	116.6(上)	7.5
	広島県農工銀行	340	買 540	"	15.3(下)	5.6
	第六国立銀行	500	売 680	"	22.5(上)	6.6
	"	2,000	売 3,545	"	90.(上)	5.1
	大阪合同紡績	100	買 540	1.21	50.	9.3
	大阪窯業	4,000	売 5,675	2.5	100.(下)	3.5
	川崎造船	1,000	買 3,025	"	400.	13.2
	倉敷紡績	500	買 2,720	2.15	230.	8.5

- 備考 1. 各年『資産売買計算簿』による。
 2. 売買価額の判明するもののみを掲ぐ。
 3. “配当”中の(上)は上半期、(下)は下半期の配当額。

第19表 石井家小作料実納率 (一ヶ年平均)

年代	実納率
1911~14	82.3 [%]
15~19	78.9
20~24	76.6
25~30	70.3

備考 各年度『小作米計算簿』により作成。

ている(第一表)。一九一八年は福山銀行株を売却した当日にほぼ同額の大阪合同紡績株を購入している。先述したように一九〇〇年代の前半で中央株への投資は殆ど見られず、その後しばらくは不明であったが、ここに至り意図的に地元株を整理して中央有力銘柄、しかも当時の好景気で伸びつつある銘柄への「乗り換え」を開始し一挙にレントナー化への道を進んだと言える。このことは次の衰退期における経済活動のあり方を規定する。

もう一つ注目されるのは、この時期からすでに小作料実納率九割を確保する年がなく、第一九表で見られるように一九一〇年代後半さらに低下する。衰

確立・興隆期における入近畿型V地主制の諸特質(勝部)

退期（一九二〇年代）になれば一層低下するのは明らかであるが、この時期ではまだ第一次世界大戦による好景気で高米価が実現されている故に、必ずしもその矛盾が経営には現われていない。かくしてこの時期に至れば興隆もカッ付きになるが、契約小作料額は一九一九年にピークを迎え、実納率は低下の兆しを見せながらも高米価によって小作料収入も同年にピークを迎える（第一表）。

註(1) 『広島県農業発達史』第二巻、藪草編第七章七三三〜四頁。

(2) 同右第八章第四表。原史料は一九一一年沼隈郡農会『沼隈郡閩作法』。

(3) 同右第四章第二・四表より推計。

(4) 同右第三章第一一表によれば一八八七年当時の沼隈郡閩作付面積は一五五・六町であり、藪田一反Ⅱ地機一台という生産能力の割合からすれば五、一八七台となる。

(5) 一八八五〜六年から製造技術が岡山県より導入されて以降一八九〇年代末までに画期的な発展をとげたと言われている（同右書第四章六五四〜五頁）。

(6) 『福山市史』中巻

(7) 信岡家『永代日誌繰出簿』第一号。『広島県史』近代現代資料編（以下『県史』）近現代資料編と略す）Ⅱ、三三二〜七頁所収。

(8) 信岡家蔵「明治三十五年（所得額）書抜」。

確立・興隆期における△近畿型▽地主制の諸特質（勝部）

付表 1

年	小作料
1882~86	石 1.231
87~91	1.261
92~96	1.181
97~1901	1.163
1902~06	1.203
07~11	1.197

(9) 信岡家一九〇〇年『小作米損益勘定原帳』。

(10) 例えば広島市の例であるが、「開戦と広島市の景況」

(一)・(二) 『県史』近現代資料編Ⅱ、三〇一〜三頁〇を参照。

(11) 信岡家の反当小作料の変遷は付表1の如くである。

(12) 坂井好郎前掲書一六五〜一七三頁。

(13) 両家の有価証券額面の合計高および沼隈・深安・芦品郡の「会社」数・資本金額合計は付表2のとおりである。

(14) 同家『永代日誌繰出簿』第一号。『県史』Ⅱ、六一九〜二〇頁。

(15) 有元正雄前掲「諸階層構成」四三三頁。

(16) 『県史』通史編近代1九一一〜二頁参照。

(17) 信岡家蔵一八九九下期、備後銀行第一期『営業報告書』。

以下各銀行『営業報告書』は本文中で注記する。

(18) 有元正雄「諸階層構成」四一六〜七頁。

(19) 手島正毅「備後織物業における織物マニファクチュアの歴史」(一)・(二) (広島大学工学部『工業経営』一〇一〜一二)。

(20) 藤田正司「備後織物業における工場制工業の成立」(芸備

付表 2

年	石井家 円	信岡家 円	社 数 社	資本金額 万円
1886			2	1.4
87	200		2	2.2
88	"		4	2.0
89	"		7	4.2
90	"		10	7.1
91	"		?	?
92	"		7	2.8
93	350	300	12	27.8
94	1,060	2,995	22	39.8
95	3,000	2,950	25	52.9
96	3,450	3,700	31	66.3
97	6,840	8,540	35	79.8
98	7,962	?	40	87.5
99	8,290	?	50	88.5
1900	9,065	12,847	47	102.9
01	9,490	12,772	52	107.6
02	11,695	14,561	48	103.0
03	12,245	13,037	47	79.0
04	?	15,786	49	87.4
95	?	18,863	53	92.5
96	?	20,441	51	93.4
07	?	23,334	60	111.3

(21) 地方史研究」八）一三頁。

(22) 同右一〇頁。

(22) 福山横尾の広瀬家が糸の前貸を通じて中小織屋を支配し高利を付して決済していた事例が明らかにされているが、銀行との関連は定かでない（有元正雄「日本資本主義発達における資本形成の側面」『広島商大論集一一一』）。

(23) 『福山市史』下、三八八頁。

(24) 『永代日誌繰出簿』。

(25) 絹川太一『本邦綿紡績史』第五卷、一〇七～九頁。

(26) 有元正雄「諸階層構成」四〇三頁。

(27) 例えば山梨県広瀬家の分析（前掲『日本地主制の構成と段階』三七四～六頁）や、広島県竹原頼家の分析（有元正雄前掲「資本形成の側面」一一〇～五頁）で指摘されている。

(28) 児玉正昭「共同苗代反対運動について」（『史学研究』一二六）。上田一雄・住田克己『広島県農業史』（『日本農業発達史』第四卷）。有元正雄「広島県における明治期の農民闘争」（『芸備地方史研究』七四・七五）。

(29) 児玉前掲論文一七・一九頁。

(30) 『県史』近現代資料編一九二四頁、およびⅡ三五〇～一頁参照。

(31) 手島正毅前掲論文（一）一～八頁。

(32) 山田盛太郎『日本資本主義分析』六一～二頁。

(33) 「水谷村ヲ中心トシ沼隈郡ノ織物現状及起源」（『沼隈郡報』八）。『県史』Ⅱ四七〇頁所収。

三、地主制衰退期（結びにかえて）

一九一九（大正八）年末から二〇年初頭の深安郡川口村の小作争議をきっかけに備後地方も本格的な小作争議段階を迎えるに至った。阿部家晩梨舎の一九二二（大正一〇）年小作争議についての報告のなかでは、その要因について「時代ノ推移、思想ノ変遷」を挙げてゐる。つまり各地の「小作人ノ不穩又ハ地主小作人間ノ紛争」

を聞き、諸新聞が「頻リニ此ノ労働問題ニ関シ鼓吹唱導」して「益々農業労働者ヲ悪化セシ」めたといふのである。さらに「各種ノ労働賃金ハ最昂時代ニ比シテ低落セサルノミナラス、却テ時ニ向上スルノ趨勢ナレハ比較計算上農業労働ヲ厭ヒ小作人カ掟米率ヲ云為シ、其ノ引下ケヲ要望スル等勢ヒ自然ニ然ラシムルニ至」つたと言われている。これは地主制確立期に小作経営安定に不可欠であった副業への編成が、ここに至つて逆に危機の要因を作り出している点が非常に注目される。

この背後には言うまでもなく小作人の「小商品生産者化」⁽²⁾がもたらしたエネルギーが存在したと言えるのであるが、当地方の如く小作料額の停滞＝小作料率が相対的に低下することは「小商品生産者化」を促進する重要な要因であつたと考えられる。

そこで第二〇表から、小作争議段階を迎えた石井家の対応を見ておこう。一九

第20表 石井家所有証券・土地売買累計額

	1913~19	1920~25	1926~30
公債・株買入	57,603	140,639	182,869
同上払込	8,100	44,103	
土地買入	2,825	38	18
公債・株売却	14,077	38,457	202,148
土地売却	11,730	133,908	13,985

備考 第18表の備考1に同じ。

二〇年代になって急速に大量の土地を売却しているが、それをほぼ公債・株式購入に振り向けている。ところが二〇年代後半に至ると土地売却が減少して、公債・株式売却が多額にのぼり、それとほぼ同額の公債・株式が新たに購入・払込されている。即ち土地をある程度整理したうえで、もはやその主要な経済活動を有価証券売買に移していると言える。また一九一〇年代の株式売買は地元株整理、中央株購入であつたものが、二〇年代に至つては中央株の中でもさらに有利なものへ向けて整理・購入しているのである。かくして一九二四年に至つて初めて公債利子・株式配当収入が小作料収入を凌駕している(第一表)。

以上要点をあげるならば、

- (1) 小作料増徴をしない、若しくはできない地主小作関係のあり方は、小作人の「小商品生産者化」を促した。
- (2) 地主制確立の枢要点たる小作経営の安定＝副業への編成は(工場労働への再編成を伴いつつ)、農業生産力上昇の低位と資本主義的諸産業生産力の急上昇との格差により、もはやこの段階では地主制衰退をもたらす一要因として現出している。
- (3) 地主制確立期にその地位強化の役割を果たした「地代の資本転化」は、興隆期の過程で中央資本の編成をうけ或は中央株へと比重を移すことによりレントナー化への途を辿り、土地所有の危機を迎えて蓄積基盤を完全に此方に移した。

註(1) 晚翠舎「目下小作人ノ状態ニ関シ報告」(『晚翠舎來稿

確立・興隆期における△近畿型▽地主制の諸特質（勝部）

綴）。『県史』近現代資料編Ⅱ七二四～五頁所収。なお有元正雄前掲「諸階層構成」四二七～八頁参照。

(2) 周知のように中村政則氏と西田美昭氏との間で論争されている問題を含む概念である。これは単に表作のみでなく裏作あるいは副業など小作経営の現実の成り立ちから考察すべきとも思われるが、その検討は今後の課題としカッコ付きで用いることにする。

付記

本稿で使用した信岡家史料は有元正雄先生が信岡家から借覧されたものを利用し、また石井家史料については現御当主正巳氏より調査・利用の御快諾を頂いた。記して深謝致す次第です。

なお本稿を草するに当たり有元正雄先生をはじめ諸先生、広島近世史研究会の方々から貴重な御指導・御教示を頂くことができた。深く感謝致します。

Some Characteristics of "*Kinki Area Type*"
Landowner System in the Stages of
Its Establishment and Rise
—on the basis of the example of
the *Bingo Fukuyama* region—

by Makoto Katsube

This paper is an attempt to investigate the way the "*Kinki Area Type*" Landowner System was established, through historical analyses of the *Ishii* and *Nobuoka*, the big landowners, in the *Bingo Fukuyama* region. There are two most important points in that process of its establishment; one is the stabilizing of the tenant operation, with side jobs, and the other is the investment of farm rent in shares. These conditions came into being through the course of the industrial rise—the opening of the industrial revolution in Japan—in the final decade of the nineteenth century.

In the stage of the Rise of this system, tenants accumulated their energy as small scale producers of farm commodities against the landowners by doing side jobs, and went so far as to start tenancy disputes.

And in the same stage, big landowners came into invest more in central shares than in local shares.